

## タクシー事業の適正化・活性化に関する決議

平成26年1月タクシー業界が待望していた「タクシー適正化・活性化特別措置法等の一部を改正する法律」が施行された。

本法の根幹である特定地域については、現在22の特定地域が指定され、各地域協議会において、関係者間の熱心な討議により特定地域計画の策定・事業者計画の策定が行われ、適宜適正化・活性化の取り組みが進行中であるが、今後、取り組みをさらに加速する。

また、準特定地域については、本年10月1日に平成30年度輸送実績等を踏まえた見直しが行われ現在108地域が指定されている。今後とも準特定地域においては、関係者一丸となってタクシー事業の更なる適正化・活性化に取り組む。

また、改正タクシー特措法の円滑な運用に向けた課題を解決するため、引き続き、関係機関等に対する要望活動を実施する。

さらに、平成27年10月から施行された改正タクシー業務適正化特別措置法に基づき全国に拡大された運転者登録業務について、その動向をフォローアップし、改善すべき事項について国土交通省に対し要望していくとともに、旅客自動車運送適正化事業実施機関制度に基づく適正化事業への取り組みを進める。

また、平成28年10月12日の全タク連正副会長会議で決定した11項目から成る「タクシー業界において今後新たに取り組む事項について」及び本年6月5日の全タク連正副会長会議で決定した追加9項目と合わせた計20項目のタクシー事業進化策について、地域の実情を踏まえつつ鋭意その具体化を図る。

右 決議する。

令和元年11月6日

第59回全国ハイヤー・タクシー事業者大会